

別表4 受入れをしない適正処理困難物の指定.doc

	区分	根拠	内容	品名又は例示
適正処理困難物	1 (ごみ集積場所への)排出禁止物	H9 条例第9号第14条	(1) 有害性のある物 (2) 危険性のある物 (3) 引火性のある物 (4) 著しく悪臭を発生する物 (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理に著しく支障を及ぼす物	農薬、劇薬類(容器を含む。) バッテリー、消火器 火薬類、石油類、塗料、ガスボンベ 6による
	2 特別管理一般廃棄物(政令指定)	法第2条第3項のS46政令第300号第1条(別表第1)	一 次に掲げるもの(国内における日常生活に伴って生じたものに限る。)に含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品 イ 廃エアコンディショナー ロ 廃テレビジョン受信機 ハ 廃電子レンジ 二 から七まで 省略 八 別表第一の(中略)以下「感染性一般廃棄物」という。	PCBを使用した製品、ダイオキシン類含有物、ばいじん、感染性医療廃棄物(注射器等)
	3 適正処理困難物(環境大臣指定)	法第6条第3項のH6厚告51	① 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。) ② 廃テレビ受像機(二五型以上の大きさのものに限る。) ③ 廃電気冷蔵庫(二五〇リットル以上の内容積を有するものに限る。) ④ 廃スプリングマットレス(※現行暫定受入れ可)	廃ゴムタイヤ、特定家電品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
	4 適正処理困難物(市規則による規定)	H9 条例第9号第15条で規則委任(H9規則第21号第14条)	特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)に定める機械器具	
	5 4以外のリサイクル関連法に基づくもの	本計画	市の処理施設の機能限界と適正処理の推進 H0304 資源有効利用促進法 H1405 建設リサイクル法 H1701 自動車リサイクル法 ・・・等	建築廃材、がれき類、自動車(部品を含む。)、自動二輪車(原付を含む。)
	6 市が行う廃棄物の処理に著しく支障を及ぼす物	本計画	破砕困難等で市の処理施設の機能に著しく支障を来すおそれがあり、適正な処理が困難となっているもの	少量を超える 屋外の自然物 石(砂利、庭石等) 家屋を構成する物 瓦、スレート板、塩ビパイプ、耐火ボード、コンクリートブロック 屋内外の設備機器 太陽熱温水器、ボイラー、浴槽 その他 耐火金庫、ピアノ、ボウリングの玉